

上尾市都市公園自動販売機設置特記条件書

上尾市（以下「甲」という。）は〇〇〇〇（以下「乙」という。）に対し、公園施設設置許可書に定める規定のほか、下記の事項のとおり条件を付す。

1 許可物件

別紙のとおり。

2 許可に関する条件

- (1) 「令和7年度上尾市都市公園自動販売機設置事業者公募」の公募による入札で、甲は乙を設置者と決定し、令和7年10月1日から令和10年9月30日（3年間）の期間で、都市公園法第5条第1項の規定による公園施設設置の許可を受け、許可書を交付するものとする。
- (2) 使用料の納付について
 - ア 令和7年度分の使用料（令和7年10月から令和8年3月までの6ヶ月間）を甲が発行する納付通知書にて指定された期日までに納付すること（提案額（月額使用料）×6ヶ月）。次年度以降は、当該年度分を指定された期日までに納付すること。
 - イ 次年度以降は、当該年度分を指定された期日までに納付すること。
- (3) 設置許可は自動販売機のみとする。容器回収ボックスや電源設備（メーター等）は付随設備として設置することとなるが、面積からは除外する。その他必要がある設備等については、甲乙の協議によるものとする。
- (4) 許可期間内における許可物件の営業終了または撤去は原則として認められないが、災害等により自動販売機の継続が困難な状況が発生した場合はその限りでない。
- (5) 商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充、自動販売機の点検、自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃、空容器の回収などは、乙が責任をもって行う。
- (6) 乙は、善良な管理者の注意をもって許可物件を維持保存するとともに、利用者が安心して商品を購入することができるよう、自動販売機の設置及び管理ならびに商品の販売を行わなければならない。
- (7) 乙は、許可物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付けた書面をもって甲に申出を行い、甲の承認を得るものとする。
- (8) 甲は、前項の申出があったときは、速やかに事情を調査し、その承認の可否を書面により乙に通知する。

3 設置に関する条件

- (1) 自動販売機の種類については、自動販売機入札書に記載された機種を導入すること。
- (2) 設置に関して必要があるときは甲及び指定管理者と協議すること。
- (3) 乙において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。
- (4) 乙において、自動販売機の保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

4 設置する自動販売機の条件

自動販売機の種類や販売品目等については、以下のとおり定めるものとする。

(1) デザイン

- ・デザイン（外装色を含む）は、公園の景観に配慮したものとする。
- ・誰にでも使いやすいように工夫されたユニバーサルデザインに配慮すること。

(2) 安全対策

- ・自動販売機の設置に当たっては、転倒防止等安全に十分配慮すること。
- ・関係法令を遵守し、賞味期限など販売品の衛生管理の徹底を図ること。

(3) 環境対策

- ・照明の自動点滅・減光やピークカット機能、真空断熱材やヒートポンプ、LED 照明の採用など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

(4) キャッシュレス決済

- ・現金およびキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、QRコード決済等）が可能な自動販売機を設置すること。
- ・電気や通信等に係る設置撤去及び維持管理費用は設置者の負担とする。
- ・物件番号ごとに4台以上機能を具備した自動販売機を設置すること。なお、物件番号1については機能の具備を任意とし、可能な限り対応に努めることとする。

(5) 利用者への配慮事項

- ・硬貨及び紙幣（新・旧）が使用できること。

(6) 販売品目

- ・清涼飲料水（ペットボトルや紙パック、缶類、ビン類）、乳製品やお菓子類（栄養補給食可能）の販売を可能とする。自動販売機入札書に記載された自動販売機ごとの販売可能な品目を販売すること。
- ・指定販売品目におけるアイスとは、「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和26年厚生省令第52号）」もしくは「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）」に適合し、「アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約（昭和50年9月12日公正取引委員会告示第20号）」で定めるアイスクリーム、アイスミルク、ラクトアイス、氷菓をいう。
- ・設置する自動販売機で酒類、たばこ又はその類似品を販売してはならない。
- ・販売品目の管理以外に係る宣伝行為をしてはならない。

以下の(7)、(8)に掲げる機能の具備は任意とするが、可能な限り対応に努めること。
自動販売機入札書に記載された機種を導入すること。

(7) 防犯カメラ

- ・自動販売機の内蔵もしくは外部に取り付けること。
- ・防犯カメラは、少なくとも過去7日間を常時録画できるものとする。
- ・甲及び他の公共機関から請求があった場合は、情報共有とともに録画した映像を提供させる場合がある。防犯カメラで得られた情報は、甲及び警察署以外の第三者への提供を一切禁止する。
- ・電気や通信等に係る設置撤去及び維持管理費用は乙の負担とする。

(8) 災害対応機能

- ・大規模な災害が発生し、ライフラインが寸断された際に、自動販売機内の商品を緊急用の飲料として無償提供することができること。
- ・電気や通信等に係る設置撤去及び維持管理費用は乙の負担とする。

5 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、管理及び撤去に要する一切の費用は乙の負担とする。
- (2) 電気料金は乙の負担とする。自動販売機ごとに電気使用量を計測する電力子メーターを設置し、甲からの実費請求に基づき発行する納付通知書により指定期日までに納付すること。
- (3) 電力子メーターの設置及び維持管理に要する費用は、乙の負担とする。
- (4) 電力子メーターは、自動販売機の前設置者と協議のうえ設置すること。
- (5) 電気料金の計算方法は次のとおりとする。

$$\boxed{\text{月額電気使用料金} = \text{各年度当初電気量単価（税込）} \times \text{月間消費電力量}}$$

※各年度当初電気量単価（税込）は、甲が各年度当初に決定する単価とする。

6 販売価格

全ての販売品目に関して、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。適当な価格と認められない場合（他の自動販売機との価格差が大きい等）は、販売を中止させることがある。

7 原状回復

- (1) 乙は、許可期間が満了又は許可が取り消されたときは、速やかに原状回復すること。なお、乙は原状回復にかかった費用及び補償を甲に請求することはできない。
- (2) 全ての物件は、原則として期間の延長はできないものとする。
- (3) 許可期間終了後は、指定された期間中に設置した機器全てを撤去すること。しかし、再公募を行った結果、設置継続となった場合は、撤去せず継続使用することを可とする。

8 損害賠償

甲又は指定管理者の責に帰する事由による場合を除き、乙が自動販売機の設置、販売及び機器の維持管理等において、甲、指定管理者又は第三者等に損害を与えたときは、乙の負担と責任において、その損害を全て賠償し解決すること。

9 商品等の盗難及び破損

- (1) 甲又は指定管理者の責に帰することが明らかな場合を除き、甲及び指定管理者はその責を負わない。
- (2) 乙は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

10 指示事項

- (1) 甲が物件に対して、実地調査及び使用状況の確認、関係書類の提出を申し出た場合、乙はこれに協力しなければならない。
- (2) 納付通知書により指定期日までに支払わないときは、上尾市都市公園条例第23条第1項の規定による金額を違約金として支払わなければならない。

- (3) 売上額等の報告に関しては、四半期（6・9・12・3月区切毎に）終了翌月の10日までに売上額の報告書を提出すること（データでの報告も可）。

1 1 機密情報の保持

乙は、この設置許可の全てに関して知り得た情報を外部に漏らしてはならず、設置許可が終了した後も同様とする。設置準備のために次の設置者へ情報共有することは可能とする。

1 2 禁止事項

- (1) 許可された物件を自動販売機設置業務以外の用途に供すること。
- (2) 許可された物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- (3) 許可された物件を第三者に譲渡し、又は他の権利の目的とすること。

1 3 許可の取り消し

- (1) 甲は、乙に対し次の要件が欠損していると認める場合、設置者として相応しくないと判断し、通知なしに設置許可を取り消すことができるものとする。

次のア～カまでの全てに該当する者であること（法人の場合は代表者）

- ア 公共施設に自動販売機を設置することに理解と意欲を有する者。
- イ 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者。
- ウ 国税及び地方税の滞納がない者。
- エ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有している者。
- オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- カ 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

次のキ～シまでのいずれにも該当しない者（キ～シまでのいずれかに該当した者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。

- キ 甲が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は、公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ク 契約者が甲との契約を締結すること又は履行することを妨げた者。
 - ケ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により甲が実施する監査又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
 - コ 正当な理由がなく甲との契約を履行しなかった者。
 - サ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。
 - シ 甲との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは、数量に関して不正の行為をした者。
- (2) 乳飲料を販売する者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けなければならないものに限る。）にあつては、当該許可を受けていること。
 - (3) 上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成6年7月26日市長決裁）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (4) 上尾市暴力団排除条例（平成25年1月1日施行）と、上尾市の締結する契約の

暴力団排除措置に関する要綱（平成８年８月９日市長決裁）に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

1 4 設置許可後の取消及び変更

甲が物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、許可に関する全て又は一部の許可に対して、取消又は変更することがある。

1 5 疑義

本条件書に定めのない疑義が生じた場合、甲乙の協議によって解決するものとする。

(別紙) 許可物件一覧

設置施設	設置場所	販売品目	付帯機能	月額使用料